再犯防止推進に関する東大阪市と日本財団と OMOIYARI プロジェクトとの連携協定書

東大阪市(以下「甲」という。)、公益財団法人日本財団(以下「乙」という。)及び公益 社団法人 OMOIYARI プロジェクト(以下「丙」という。)は、相互の連携を図ることで市 民サービス向上と地域の活性化を推進するために、次のとおり協定(以下「本協定」とい う。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携を図り、更生保護に対する正しい理解 を促進するための広報・啓発や、就労や教育等の機会を提供することなどを通じ、官民連 携のもと再犯防止を推進することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 更生保護に対する正しい理解の促進に関すること
- (2) 日本財団職親プロジェクトの情報提供に関すること
- (3) 日本財団職親プロジェクトを通じた就労・教育等の機会提供に関すること
- (4) その他、本協定の目的に沿うこと
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

# (守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、前条の連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持 の責務を負うものとする。

## (協定の見直し)

第4条 甲、乙、丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

#### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の 1ヶ月前までに、甲、乙、丙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないとき は、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。但し、本協定の有 効期間は2026年(令和8年)3月31日を限度とする。 (反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲、乙及び丙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為 又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持た ないことを表明し保証する。

- 2 甲、乙及び丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはな らない。
- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為
- 3 甲、乙及び丙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

# (疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙丙誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を 所持する。

2022年(令和4年)2月25日

甲 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市

代表者 東大阪市長 (自署)

乙 東京都港区赤坂一丁目2番2号 日本財団ビル 公益財団法人 日本財団

会長 (自署)

丙 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目 14番5号 公益社団法人 OMOIYARI プロジェクト

代表理事 (自署)